

No.	改定箇所	改定前 令和5年9月1日改定細則	改定後 令和7年6月6日改定細則
1	第十条 名誉会員の選出	1.名誉会員候補者の推薦は代議員が文書によって行う。推薦に当たっては以下の要件のいずれかを考慮する。 1)日本医薬品情報学会の会長または一般社団法人日本医薬品情報学会理事長を経験した個人 2)当法人の発展に顕著な貢献を果たした個人 3)医薬品情報学に顕著な功績を有する個人 4)当法人に多大な経済的助成を行った個人 2.名誉会員選考の業務は総務担当理事が行う。 3.名誉会員候補者は理事会ならびに代議員総会において決定される。名誉会員は代議員総会において決定される。なお、候補者と特別の関わりを持つ理事あるいは代議員は審議に参加しない。 4.名誉会員は年会費ならびに総会・学術大会、フォーラム等の参加費を免除される。	1.名誉会員候補者の推薦は代議員が文書によって行う。推薦に当たっては以下の要件のいずれかを考慮する。 1)一般社団法人日本医薬品情報学会理事長を経験した個人 2)当法人の発展に顕著な貢献を果たした個人 3)医薬品情報学に顕著な功績を有する個人 4)当法人に多大な経済的助成を行った個人 2.名誉会員選考の業務は総務担当理事が行う。 3.名誉会員候補者は理事会ならびに代議員総会において決定される。名誉会員は代議員総会において決定される。なお、候補者と特別の関わりを持つ理事あるいは代議員は審議に参加しない。 4.名誉会員は年会費ならびに総会・学術大会、フォーラム等の参加費を免除される。
2	第十一条 有功会員の選出	1.有功会員候補者の推薦は代議員が文書によって行う。推薦に当たっては以下の要件のいずれかを考慮する。なお、推薦される時点で満年齢が65歳以上の個人であることを必要要件とする。 1)当法人の会員としての実績がある個人 2)日本医薬品情報学会の幹事、学術大会長または監事、あるいは一般社団法人医薬品情報学会の理事、学術大会長または監事を経験した個人 3)当法人の発展に顕著な貢献を果たした個人 2.有功会員選考の業務は総務担当理事が行う。 3.有功会員候補者は理事会において決定され、有功会員は代議員総会において決定される。なお、候補者と特別の関わりを持つ理事あるいは代議員は審議に参加しない。 4.有功会員は年会費ならびに総会・学術大会、フォーラム等集会の参加費を免除される。	1.有功会員候補者の推薦は代議員が文書によって行う。推薦に当たっては以下の要件のいずれかを考慮する。なお、推薦される時点で満年齢が65歳以上の個人であることを必要要件とする。 1)当法人の会員としての実績がある個人 2)一般社団法人日本医薬品情報学会の理事、学術大会長または監事を経験した個人 3)当法人の発展に顕著な貢献を果たした個人 2.有功会員選考の業務は総務担当理事が行う。 3.有功会員候補者は理事会において決定され、有功会員は代議員総会において決定される。なお、候補者と特別の関わりを持つ理事あるいは代議員は審議に参加しない。 4.有功会員は年会費ならびに総会・学術大会、フォーラム等集会の参加費を免除される。